

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2025年 6月 26日
滋賀県知事 殿		
提出者		
住所 滋賀県草津市野路東7丁目3番49号		
氏名 株式会社きんでん 滋賀支店 常務執行役員支店長 岡井 克之		
電話番号 077-561-8701		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>		
事業場の名称	株式会社きんでん 滋賀支店	
事業場の所在地	滋賀県草津市野路東7丁目3番49号	
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	08 設備工事業	
②事業の規模	元請完成工事高 47億1130万円	
③従業員数	163名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設混合、がれき類 →再生利用可能な中間処理業者へ委託</li> <li>・廃プラ →分別による排出の規制</li> </ul>	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙「廃棄物処理管理組織図」のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり
	排出量	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり
	(これまでに実施した取組)	
・産業廃棄物及び一般廃棄物の分別を実施し、排出の抑制を図っている。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり
	排出量	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり
	(今後実施する予定の取組)	
・現状の数値を減らすべく、今後も取り組みを推進していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・建設混合、がれき類、その他の廃棄物との区別を実施 ・廃プラ、ガラス類等についても分別を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の数値を減らすべく、今後も取り組みを推進していく。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、所定の社内決裁の上、契約を実施している。</li> </ul>			

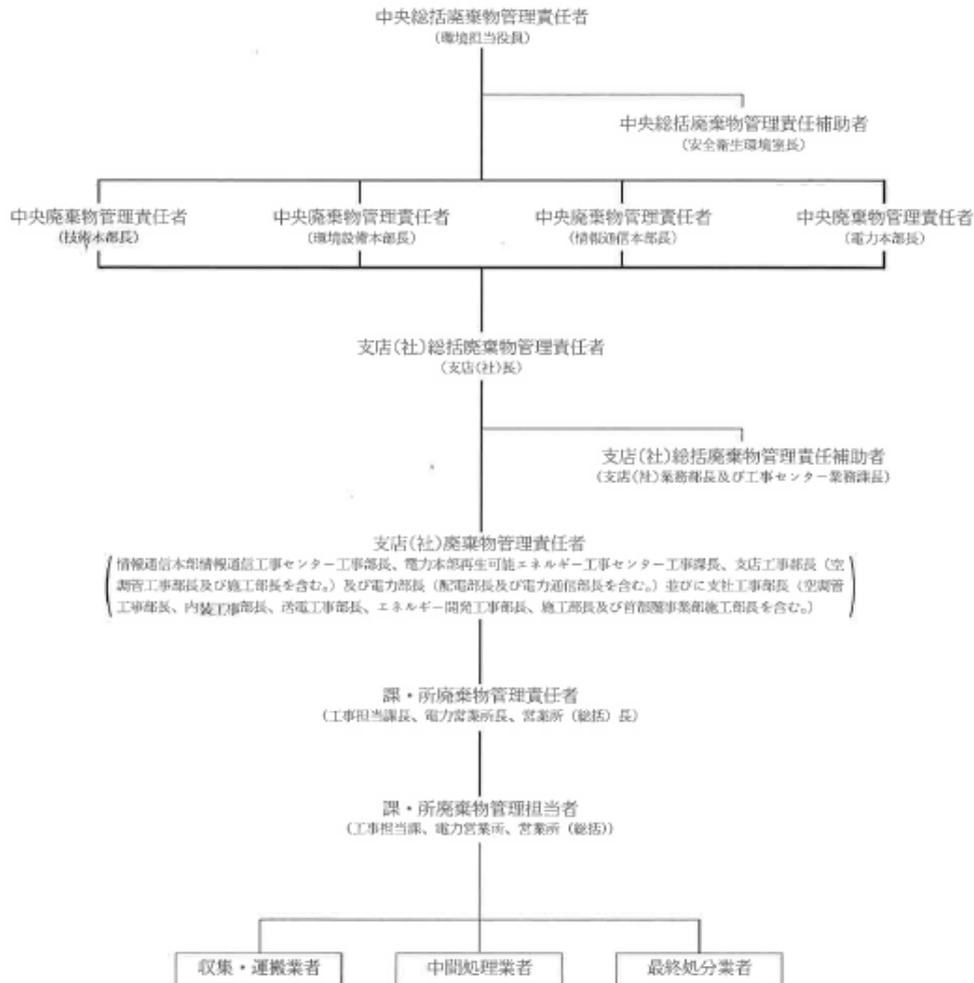
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する</li> </ul>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類 現状と計画	汚泥		廃プラスチック		がれき類		建設混合		水銀灯										
	現状 (前年度実績)	計画 (目標)																	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																			
排出量	29.95	29.00	15.72	15.00	2,042.00	2,000.00	97.92	97.00	0.08	0.08									
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
産業廃棄物の分別に関する事項																			
分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組																			
今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組																			
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																			
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																			
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量																			
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項																			
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																			
全処理委託量	30.0 t	29.0 t	15.7 t	15.0 t	2,042.0 t	2,000.0 t	97.9 t	97.0 t	0.1 t	0.1 t									
優良認定処理業者への処理委託量																			
再生利用業者への処理委託量					2,042.0 t	2,000.0 t													
認定熱回収業者への処理委託量																			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																			
これまでに実施した取組																			
今後実施する予定の取組																			

**廃棄物処理管理組織図**



※首都圏事業部の廃棄物処理管理組織は、東京支社、横浜支社、栗岡支社、北関東支社を含むものとする。  
※支店(社)には、工事センターを含むものとする。